

高知県日本一の健康長寿県構想推進会議設置要綱

(設置)

第1条 県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことができる高知県づくりを目指して策定した日本一の健康長寿県構想の進捗の管理、課題の解決に向けた検討及び総合的な調整を行うため、高知県行政組織規則（平成15年4月1日規則第43号）第294条の規定に基づき、高知県日本一の健康長寿県構想推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進会議の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 委員
- 2 会長は、知事をもって充てる。
 - 3 副会長は、副知事をもって充てる。
 - 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、会長が必要と認めるときは、他の職員を委員とすることができる。

(職務)

第3条 会長は、推進会議を代表し、その事務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、会長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進会議の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

第4条 推進会議は、日本一の健康長寿県構想の推進及び見直しに関する事務を所掌する。

(学識経験者等の参画)

第5条 会長は、必要に応じ、推進会議に学識経験者等の参画を求めることができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務を処理するため、推進会議に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。
- 3 事務局長は、健康長寿政策課長をもって充てる。
- 4 事務局職員は、健康長寿政策課の職員をもって充てる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この規則は、平成22年9月2日から施行する。

(附則)

この規則は、平成23年4月5日から施行する。

(附則)

この規則は、平成24年5月7日から施行する。

(附則)

この規則は、平成25年1月22日から施行する。

(附則)

この規則は、平成25年4月11日から施行する。

(附則)

この規則は、平成26年4月4日から施行する。

(附則)

この規則は、平成27年12月14日から施行する。

(附則)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

(附則)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表

健康政策部	部長 副部長（総括） 副部長 健康長寿政策課長 健康長寿政策課保健推進監 医療政策課長 医事薬務課長 国民健康保険課長 健康対策課長 健康対策課企画監（周産期・母子担当） 福祉保健所長 地域包括ケア推進企画監
地域福祉部	部長 副部長（総括） 副部長 地域包括ケア推進監（総括） 地域福祉政策課長 高齢者福祉課長 障害福祉課長 障害保健支援課長 児童家庭課長 療育福祉センター長 精神保健福祉センター所長 児童相談所長
公営企業局	県立病院課長
教育委員会	教育長